

一、加盟各國に於ける労働團體の關係を一層緊密に発達せしむる事によつて亞細亞諸國の労働階級の國際的結合を招來する事

一、亞細亞の労働者に課せられたる差別的待遇を除去すべく種国籍の相違に拘らず労働條件の平等待遇を齎す事

一、亞細亞諸國に現存する不平等を除去し社會立法が充分に発達せる國に於ける労働狀態並其の標準を向上することと依つて亞細亞への生活及労働條件も改善する事

一、社會立法の発達を促進する事  
一、戦争を防止し國際的平和を確立し帝國主義及資本主義と抗争する事

(2) 目的達成の方法  
一、民主主義的方法及び労働組合主義的方法によつて

事業を行ひ小  
一、これらと協力する事が亞細亞諸國に於ける労働運動の贏め利益なりと思惟する、他の國際的團體との協力

及加盟團体より依頼ありたるときに於けるその國  
リ労働運動に対する援助

### (3) 組織

本會議は右記せる目的及方法を承認する亞細亞諸君の労働團體を以て組織す、但し原則としては一團  
一團体も以て加盟單位とす、加盟國の労働運動はその  
自主权を保証する

### (4) 機関

本會議に大会執行委員会を設く

一、大会は毎年交互に各國に於て開かれ加盟團體は別  
に定める比率に基き代表を出席せしむるものとす  
一、大会より大会迄の期間の事務を遂行する為め執行  
委員会を設く

一、執行委員会は各加盟團體より一名充選參ぐる、執  
行委員会も以て組織する、執